

# 医療安全トピックス TOPICS

Vol.164

海野 康子・神保 明美

一般社団法人日本医療安全調査機構  
医療事故調査・支援センター事業部

## 「医療事故調査制度」は もうすぐ10年目を迎えます

日本医療安全調査機構（医療事故調査・支援センター）では、医療事故の再発防止に向け、さまざまな活動を展開しています。今号では、医療事故調査制度における医療事故の定義とセンター調査について紹介します。

### ●医療事故調査制度における 「医療事故」について

#### 1. 医療事故調査制度とは何ですか？

医療事故調査制度は、医療の安全を確保するために医療事故の再発防止を行うことを目的として、2015年10月から開始されました。医療法に基づき、死亡の原因を明らかにし、再発防止に取り組むための制度です（図表1）。

本制度における「医療事故」の定義は、「医療に起因（疑いを含む）した死亡」かつ、管理者が「予期しなかった死亡」です。医療機関が提供した医療の影響で患者が死亡し、それが予期されなかった場合、第三者機関である「医療事故調査・支援センター」（以下：センター）に事故発生の報告を行い、医療機関が自ら調査することが義務づけられています。

図表2は、制度開始から2024年3月までの医療事故発生報告件数になります。その報告件数は、現在

【図表1】 医療事故調査制度の流れ

